

当初指定から長期間経過する生産緑地を所有する皆さんへ

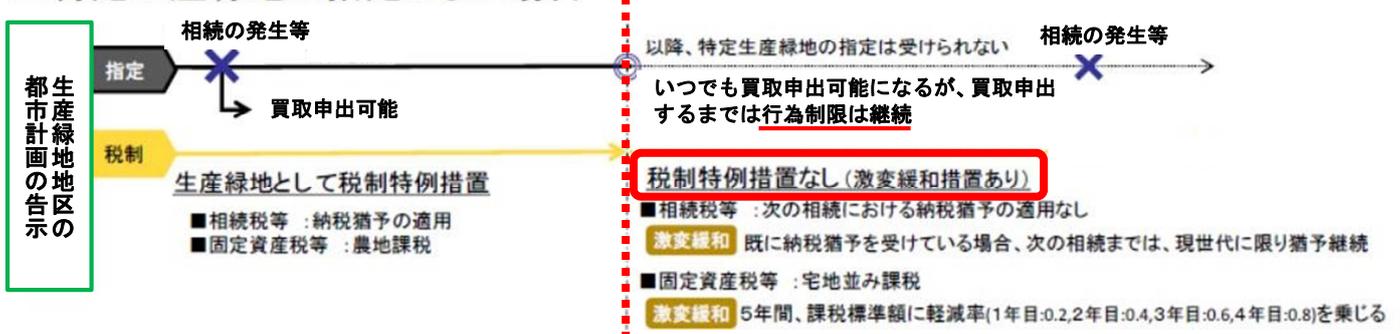
特定生産緑地制度のお知らせ

- 本市の生産緑地の約6割は、1992年（平成4年）12月10日当初指定
- 生産緑地は指定から30年が経過すると、いつでも市に対して買取申出ができるようになる一方で、段階的に宅地並み課税が適用され、相続税の納税猶予も当代限りに。
 - ⇒ 『特定生産緑地』 制度の創設
 - ・2017年（平成29年）6月に国が生産緑地法を改正し創設
 - ・生産緑地地区の指定から30年が経過するまでに、所有者等の意向に基づき市が指定することで、買取申出ができるようになるまでの期間を10年間延長し（更新も可能）、従来同様の税制措置を維持可能
 - ・指定には所有者本人の同意のほか、全ての農地等利害関係人の同意が必要

■ 特定生産緑地に指定する場合



■ 特定生産緑地に指定しない場合

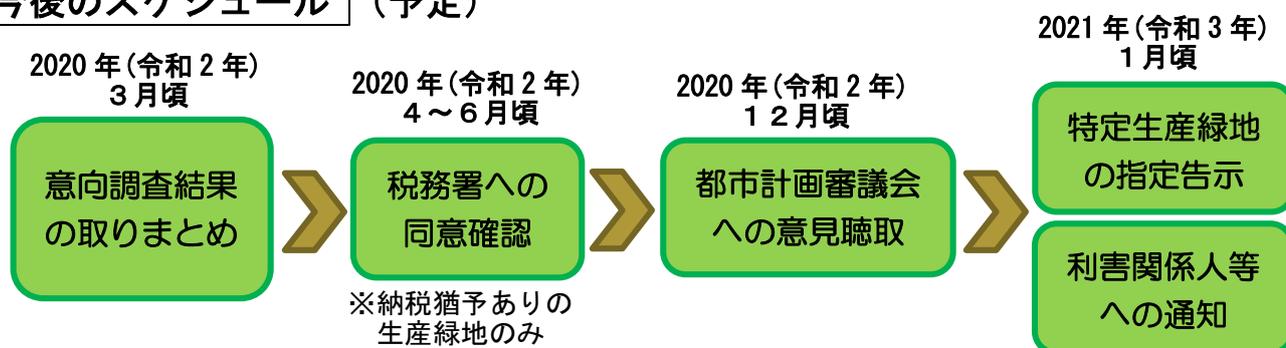


『特定生産緑地指定意向調査』について

指定意向を確認するとともに同意書を御提出いただくための「特定生産緑地指定意向調査」を実施しますので、期限までに同封の返信用封筒で、みどり公園課に御提出ください。

調査期間：2019年（令和元年）12月～2020年（令和2年）1月
回答期限：2020年（令和2年）1月31日（金）※必着
調査対象：当初指定の生産緑地地区の所有者
備考：対象者には個別に通知文・回答様式等をお送りします
※2019年（令和元年）12月初旬から順次発送

今後のスケジュール（予定）



※上記はあくまで現時点の予定であり、前後する可能性があります

注意事項

- ・生産緑地地区に指定されてから30年を経過した後では特定生産緑地に指定できませんので、お早目に御検討いただき、手続をお願いします。
- ・指定するには、当該農地等に係る全ての利害関係人の同意が必要です。
- ・意向を回答した日付に関わらず、特定生産緑地としての法的効力が生じる10年間の起算日は生産緑地地区に当初指定されてから30年が経過した日となります。

例：1992年（平成4年）12月10日に指定された生産緑地地区の場合、2022年（令和4年）12月10日から10年間特定生産緑地になる。

- ・御自分が所有されている農地がいつ指定された生産緑地地区なのか御不明な場合等は下記までお問い合わせください。今回特定生産緑地指定意向を申請できるのは平成4年当初指定の農地のみです。

【問合せ先】 朝霞市役所 都市建設部 みどり公園課
〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号
電話：048-463-0374（直通）
E-mail：midori_koen@city.asaka.lg.jp